審議会等設置状況

（令和6年2月26日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市国土利用計画審議会
設置の根拠	嬉野市国土利用計画審議会条例（平成21年条例第1号） 地方自治法（昭和22年法律第67号）
担当事務	市長の諮問に応じ、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定による嬉野市国土利用計画の策定及びその実施に関し、必要な事項の調査及び審議を行い答申すること。
委員数	20人以内
委員の任期	担当事務に係る嬉野市国土利用計画の策定が終了するまで
所管課	新幹線・まちづくり課　新幹線・地域交通対策グループ （電話番号　0954-27-7020）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期
		必要に応じ、そのつど委嘱される	